吉賀町告示第118号

令和６年第４回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和６年11月19日

吉賀町長　岩本　一巳

１　期　　日　　令和６年12月６日

２　場　　所　　吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下　善博	村上　定陽
三浦　浩明	桑原　三平
河村由美子	松蔭　　茂
河村　隆行	大庭　澄人
藤升　正夫	中田　　元
庭田　英明	安永　友行

○12月11日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和６年　第４回（定例）吉　賀　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和６年12月６日（金曜日）

議事日程（第１号）

令和６年12月６日　午前９時08分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　発議第５号　国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）

日程第６　議案第87号　吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　議案第88号　吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　議案第89号　吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第90号　吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議案第91号　令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第11　議案第92号　令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第12　議案第93号　令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第13　議案第94号　令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第14　議案第95号　令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第15　議案第96号　令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）

日程第16　議案第97号　令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　発議第５号　国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）

日程第６　議案第87号　吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　議案第88号　吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　議案第89号　吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第90号　吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議案第91号　令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第11　議案第92号　令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第12　議案第93号　令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第13　議案第94号　令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第14　議案第95号　令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第15　議案第96号　令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）

日程第16　議案第97号　令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）

出席議員（12名）

１番　桜下　善博	２番　村上　定陽
３番　三浦　浩明	４番　桑原　三平
５番　河村由美子	６番　松蔭　　茂
７番　河村　隆行	８番　大庭　澄人
９番　藤升　正夫	10番　中田　　元
11番　庭田　英明	12番　安永　友行

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　増本　健治

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	岩本　一巳	副町長 ……	赤松　寿志
教育長 ……	河野　洋司	教育次長 ……	重藤　　剛
総務課長 ……	野村　幸二	企画課長 ……	深川　竜也

税務住民課長 ……	山根　徳政	保健福祉課長 ……	中林知代枝
医療対策課長 ……	渡邊　栄治	産業課長 ……	堀田　雅和
建設水道課長 ……	河野喜代志	柿木地域振興室長 ……	深川　千恵

午前９時08分開会

○議長（安永　友行）　それでは、ただいまの出席議員数は１２人です。定足数に達しております。令和６年第４回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（安永　友行）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、９番、藤升議員、１０番、中田議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（安永　友行）　日程第２、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。４番、桑原議会運営委員長。

○議会運営委員長（桑原　三平）　先般１２月２日、議会運営委員会を開きました。会期の日程について、本日より１２月１３日金曜日までの８日間といたします。

以上、決しました。

○議長（安永　友行）　お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から１２月１３日までの８日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　異議なしと認め、よって、会期は本日より１２月１３日までの８日間と決定をしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（安永　友行）　日程第３、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、要望第３号有機農産物認証システムの確立についての要望書並びに陳情第３号吉賀町農

産物物流支援事業に関する陳情書は、お手元に配付した陳情、請願、要望等文書表のとおり、両件ともに経済常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．行政報告

○議長（安永　友行）　日程第４、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　改めておはようございます。本日、令和６年第４回の定例会を招集しましたところ、全議員に御出席をいただきまして誠にありがとうございました。どうかよろしくお願いいたします。

動静報告の前に、本定例会に上程をいたします議案について申し上げておきたいと思います。

既に御案内のとおりでございますが、今回上程する議案につきましては全部で１１件となります。

内訳としては、条例の一部改正が４件、令和６年度一般会計ほか各会計の補正予算が７件であります。

いずれの議案につきましても、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げておきたいと思います。

それでは、タブレットのほうを御覧をいただきながら、動静報告をさせていただきたいと思います。

今回の報告につきましては、９月の定例会以降、昨日までのところでございます。時間の関係もございますので、主なものに限定をして報告をするわけでございますが、例年のとおりでございますが、本日報告いたします期間の１０月から１１月につきましては、大変要望活動等で出かける機会が多うございますので、そのことをまず申し上げておきたいと思います。

９月の定例会でございますが、１３日に招集をさせていただきまして、１０月の２日までの会期でございました。

１７日は、益田市で行われました山陰中央新報社益田総局移転記念レセプションのほうへ出席をしております。

下がっていただきまして、１８日でございますが、吉賀高等学校のテニスで活躍しておられます加藤さんが、既に終了しておりますが、国民体育大会、佐賀国体のほうへ出場されるということでございましたので、激励の訪問に伺ったところでございます。

下がっていただきまして、２６日でございます。大阪にあります島根県事務所を訪問させていただきまして、吉賀町のふるさと応援大使であります陸上の朝原宣治氏と面会をさせていただきました。御挨拶をするとともに、後ほど申し上げますが、近畿島根県人会用のビデオの収録を私とさせていただいたところでございます。

次のページでございます。２８日でございます。よしか病院内で行われました除草作業、ボランティアの活動のほうへ参加をさせていただきました。午後からは、サンフレッチェ広島のフレンドリータウン事業のほうへ出席をしております。

１０月に入りまして、１日でございます。蔵木地内で発生をいたしました一般建物火災の対応に当たりました。

４日は、全国源流サミットで長野へ出かけております。

５日の土曜日でございますが、今回、しまね総合診療医センターとよしか病院の共催で行われました、記載をしておりますよしかオータムセミナーのほうへ御出席をいただく講師の皆さんと面会をし、夕刻からは意見交換会のほうにも出席をさせていただきました。

７日から８日にかけましては、中国地方治水大会で岡山、その足、翌日は県内の美郷へ出向きまして、江の川カヌースプリント競技場の竣工式のほうへ出席をしております。

１０月の９日でございます。ＢＳよしもとの番組収録でありますが、こういったオーダーがございましたので、水源会館のほうで職員と一緒に番組の収録をさせていただきました。放映につきましては、１０月の１６日に既に放映されておりまして、現在、ユーチューブのほうでアップされておりますので、また御興味のある議員さんにおかれましては、ぜひ御覧をいただきたいなと思っております。

１０月の１１日でございます。記載しておりますように東京に出かけまして、総務省の自治財政局、自治行政局並びに消防庁のほうへ出かけて、種々のお願いをさせていただいたところでございます。

１２日につきましては、出雲市に出かけまして、陸上自衛隊出雲駐屯地、毎年開催されますが、周年の記念式典のほうへ出席をしております。

１０月の１４日でございます。基幹集落センターで行われました吉賀町オーガニック給食フォーラム、初めての企画でございましたが、開催をさせていただきました。こちらのフォーラムのほうには、元農林水産大臣の山田先生にも御出席をいただいたところでございます。

１６日は上京いたしまして、中国地方道路整備促進総決起大会へ出席をいたしました。

１７日は、毎年恒例の吉賀町いきいき健康高齢者表彰式を挙行いたしました。

１８日には、名古屋市で行われましたしまね企業立地セミナーへ出席をしております。

１９日につきましては、益田市の養護学校へ出向きまして、記載をしておりますように、町内の出身であります山本大貴さんが、これも既に終了しておりますが、佐賀県で行われた全国障がい者スポーツ大会のほうへ出場されるということで、その激励に担当と出向いたところでございます。結果につきましては、１００メートルの部で５位に入賞され、それから走り幅跳びの組内では１位ということで、金メダルを獲得をされておられます。

２０日日曜日でございます。大変、吉賀町のほうでお世話になっておりまして、御逝去されましたが、津島先生の母方のお墓のほうの除草作業を行っております。それから、夕刻からは宇部の市長選挙の報告会へ出席をさせていただきました。

２１日から２２日にかけてでございます。まず、２１日につきましては、浜田、広島へ出かけておりますが、管内の益田地区各種期成同盟会の要望活動ということで、浜田河川国道事務所と整備局のほうへ出かけまして、その足で上京いたしまして、島根県の土地改良事業団体連合会の理事会と要請活動、そして千葉県で行われた土地改良大会へ出席をいたしました。

２４日から２５日にかけまして再び上京いたしまして、先ほど申し上げました益田管内の期成同盟会の中央要望と、島根県の東京事務所に訪問しております。翌日は、益田市、津和野町、吉賀町、萩市、それから阿武町、浜田市、今回さらに江津市も加盟をいたしましたが、萩・石見空港の利用促進拡大協議会、このＡＮＡの要望活動ということで、意見交換会等も含めて開催をさせていただいたところでございます。

２６日の土曜日、一番下でございますが、ＵＢＥビエンナーレの表彰式とレシプションがございましたので、安永議長と共に出席をさせていただきました。

２７日から２８日にかけてでございます。まず、２７日につきましては、衆議院議員島根２区の選挙報告会に出席をいたしました。翌日、鳥取県に赴きまして、国土交通省の主催でございますが、インフラメンテナンス市区町村長会議の中国ブロック会議のほうへ益田市、津和野町と一緒に出席をさせていただきました。群マネの指定を受けている関係でございます。

３０日には、当選を果たされました高見先生が御挨拶に来庁されました。

３１日でございます。中田教育長、前教育長の退任式を行いまして、１１月の１日には新たに就任をされた河野洋司教育長の新任式も行ったところでございます。この日は、益田の広域事務組合の理事会の開催、午後からは、町内にあります２つの一部事務組合の定例会を招集いたしました。

１１月の２日でございます。御案内のとおり、大雨が降りましたので、その警戒待機に当たったところでございます。

３日につきましては、きん祭みん祭農業文化祭の六日市会場の開催、並行いたしまして、吉賀町の表彰式と感謝状の贈呈式を行い、議員の皆様にも御出席をいただいたところでございます。

６日につきましては、先ほど申し上げましたが、津島先生の墓参、それから東京事務所、それから日比谷しまね館、それから島根県土木協会の要望と意見交換会で上京をしております。

１１月の８日でございます。吉賀町、新たに加盟をいたしました全国オーガニック給食協議会の主催のフォーラムのほうへ、産業課長と茨城のほうへ出かけました。

１０日でございます。津和野街道三首長踏査（トレッキング）ということで、廿日市市で開催

をされました。既に行われております交流協議会の主催で、今回、廿日市市長、津和野町長、私の３人で津和野街道、約２キロでございましたが、踏査をさせていただきました。

１１月の１２日でございます。上京いたしまして、治水の関係の全国大会と地元選出の国会議員の先生方への要望活動でございます。

１３日は、鹿足郡事務組合の定例会が招集をされました。

１４日から１５日も同じく要望活動等でございますが、治水砂防の促進大会と要望活動、それから、１５日には一般国道９号の期成同盟会の中央要望活動ということで、山口市長、それから益田市長、津和野町長、さらには山口県の議員団、それから山口市の市議会、そして経済団体の皆さんと要望活動を行ったところでございます。

１６日は、益田市で行われました全国山城サミットのほうへ参加をさせていただきました。

１７日には、先ほど少し申し上げましたが、大阪で開催された近畿島根県人会、安永議長、総務課長と３人で出席をさせていただきました。

ここから私は上京いたしまして、１８日は全国過疎連の総会、１９日は島根県の町村会の定期総会、２０日には全国町村長大会と県の町村会の研修会・意見交換会のほうへ出席をしたところでございます。

２２日につきましては、広域事務組合の定例会が招集されました。

２３日の日でございますが、吉賀町アンテナショップ、廿日市市にありますこの店舗での感謝祭を開催をいたしました。

２４日から２５日にかけてでございます。松江市のほうへ出かけておりますが、まず２４日はスペシャルオリンピックス日本・島根の集い、それから翌日は県土連、それから県庁の石見地域振興室、さらには町村会を訪問いたしまして、昼前からは島根県の後期高齢者医療広域連合の議員協議会と定例会のほうへ出席をさせていただきました。

２６日でございます。島根県道の駅交流会研修会・懇親会が当町で開催をされました。今回、吉賀町のほうからもお願いをさせていただきまして、ここにあります島根県道の駅交流会と吉賀町の共催という形で、県下あるいは整備局、浜田河川国道事務所をはじめ６０名以上の方が御参加いただいて、基幹集落センターとゆ・ら・らで開催をさせていただいたところでございます。

２８日につきましては、吉賀町の総合教育会議を開催いたしました。

２９日は、町の議会の全員協議会が開催をされたところでございます。

１２月に入りまして、１日は恒例の吉賀町駅伝大会を開催をいたしました。

２日につきましては、森師の辞令の交付式を行いまして、六日市、柿木公民館長、新たに就任をされましたので、御挨拶で来庁されました。夕刻からは、道の駅かきのきむらで、郡の防犯連合会と津和野警察署の共催でございますが、恒例の年末特別警戒の出動式を行ったところでござ

います。

３日につきましては、出雲市、松江市に出かけまして、島根県立中央病院と島根県庁の健康福祉部を訪問させていただきました。要件は、来年度の自治医の確保の要望でございます。

以上でございます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５．発議第５号

○議長（安永　友行）　それでは、日程第５、発議第５号国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　それでは、発議第５号につきまして、読み上げて提案をさせていただきます。

発議第５号令和６年１２月６日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

理由、国民健康保険への国庫負担増で、協会けんぽなど他の健康保険との保険料負担の格差縮小と、町が進める子育て支援策への評価の見直しを求めるためであります。

それでは、意見書（案）。

国民健康保険制度は、国民全員を公的医療保険で保障する国民皆保険制度の根幹をなしています。一方で、重くのしかかる国民健康保険税（料）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっています。

全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームが昨年２月に行った「こども政策の充実に向けた緊急提言」において、「全国一律の医療費助成制度の創設を早期に実現すること。併せて、地方自治体が小学生以上の子どもの医療費助成を行なった場合の国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を直ちに全廃すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。」が提言されています。

地方の小規模な自治体では、人口減少対策の中で地域外から移住し地域を支え産業の担い手となる方々に大きな期待をよせつつ、農業を始めとする自営業者の国保税の負担が重くなることに苦慮しています。特に子育て世帯では、協会けんぽなど他の医療保険にはない応益割が課せられます。未就学児については均等割保険税を軽減する制度が開始されていますが、対象者の拡大と軽減割合の拡充が望まれています。

また、厚労省は令和７年度分保険者努力支援制度で、子ども医療の適正化等の取組において、子ども医療費の窓口での支払いが必要なところに高い配点で評価をする方針ですが、これは子育て支援策に逆行するものです。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反します。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険税の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものです。

政府ならびに国会におかれましては、国民健康保険財政への国庫負担増額と、国保保険者努力支援制度における子どもの医療適正化等の取組の配点評価の見直しをされるよう強く求めます。

島根県吉賀町委員会議長安永友行として、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより提案者に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようです。

ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　異議なしと認め、本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６．議案第８７号

○議長（安永　友行）　日程第６、議案第８７号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは、議案第８７号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町職員の給与に関する条例（平成１７年吉賀町条例第４２号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村　幸二）　それでは、議案第８７号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

本議案につきましては、本年の人事院勧告に準じまして、吉賀町職員の給与に関する条例第５条に規定をいたします給料表（別表第２）の改正と、それから第２０条に規定する期末手当の支給率、それから第２１条に規定する勤勉手当の支給率、これを改正するものということであります。

人事院の勧告内容を最初に申し上げておきたいと思います。

給料表の改正、つまり、これは給料月額ということでございますが、初任給をはじめといたしまして、若年層に重点を置いた引上げとなっております。全体平均で申し上げますと、３．０％の引上げという形となっております。

それから、期末手当及び勤勉手当、いわゆるボーナスでございます。この支給率につきまして、年間４．５０月分から４．６０月分に引き上げ、この引上げ分の０．１月分は、期末手当と勤勉手当に０．０５月分ずつ均等に配分するという内容が人事院勧告の内容ということになっております。これに準じて、本条例について改正をさせていただきたいというものでございます。

そのまま画面進んでいただきまして、参考資料を用いまして説明をしたいと思います。進んで、８ページをお開きいただければと思います。

最初に、手当、ボーナスの部分のほうを先に説明をさせていただきます。

期末手当と勤勉手当の改正ということで、今見ていただいているのが公布の日施行分ということになります。

第２０条の期末手当でありますけれども、第２項におきまして、再任用職員以外の職員の１２月支給率を１００分の１２２．５から１００分の１２７．５に、それから第３項におきまして、再任用職員の１２月支給率を１００分の６８．７５から１００分の７１．２５にそれぞれ引き上げるというものでございます。６月と１２月の支給という形になっておりますので、年間で申し上げますと、再任用職員以外の職員が１００分の５、すなわち０．０５月分、再任用職員が１００分の２．５、すなわち０．０２５月分の引上げとなるというものでございます。

次に、その下の８ページ下段から次の９ページにかけての第２１条の改正です。これが勤勉手当ということになります。第２項第１号におきまして、再任用職員以外の職員の１２月支給率を１００分の１０２．５から１００分の１０７．５に、第２号におきまして、再任用職員の１２月支給率を１００分の４８．７５から１００分の５１．２５にそれぞれ引き上げるというものでございます。これも、年間でいうと、６月と１２月の支給率がございます。再任用職員以外の職員が

１００分の５、すなわち０．０５月分、再任用職員が１００分の２．５、０．０２５月分の引上げとなるという内容となっております。

以上が公布の日施行分であります。

それから、申し訳ありませんが、さらに進んでいただきまして、１６ページまでお進みください。

同じ期末手当、それから勤勉手当の改正ですけれども、これは令和７年４月１日施行分ということになってまいります。期末手当、勤勉手当、それぞれ引上げ分を６月と１２月に均等配分するという改正内容です。

第２０条の期末手当につきましては、再任用職員以外の職員については１００分の１２５、再任用職員については１００分の７０、第２１条の勤勉手当につきましては、再任用職員以外の職員については１００分の１０５、再任用職員については１００分の５０に改正するというものでございます。

先ほど見ていただきました８ページの公布の日施行分、それから、今見ていただいております１６ページの令和７年４月１日からの施行分、それぞれ年間の支給率としては変わるものではございません。

それから中ほど、飛ばしましたけれども、１０ページから１５ページまでの部分です。これが第５条に規定いたします給料表別表第２の改正という形になっております。

先ほども申し上げましたが、初任給をはじめとしまして若年層に重点を置いた引上げとなっておりまして、全体の平均改定率といたしましては、３．０％の引上げという内容となっているというところでお読み取りをいただければと思います。

以上が改正内容の説明というところであります。

それから、このたびの改正によりまして、給料あるいは手当に当然ながら影響があります。主立ったところの数字を申し上げておきたいと思います。

まず、一般職員、これが会計年度任用職員以外の職員ということでございます。この部分の給料につきましては、１，４９５万９，０００円の増額ということになっております。

それから、同じく、今度、手当の部分ですけれども１，６５２万５，０００円、それから会計年度任用職員の報酬にも影響してまいりまして、ここの報酬部分でいいますと１，１５６万１，０００円、それから手当にも影響してまいりまして、これが４５７万３，０００円というふうに今試算をしておるというところでございます。

さらに付け加えて申し上げますと、この後の議案にも関係するところではございますが、特別職の期末手当の支給率、この部分につきましては据え置くという判断をされておられるというところを申し添えておきたいと思います。据え置くという考え方でございます。

仮に、今回、手当０．１月分ほど引上げがなされるということなんですが、これでいわゆる影響額というところを申し上げておきますと、町長、副町長、教育長の合計額では約２０万円という金額となります。言い換えますと、この２０万円部分については、削減額というふうに捉えることもできるかなというところでございます。

さらに、これは報道から得られた情報提供というところですけれども、国におかれましては、国会議員から任命された首相などの月例給、それからボーナス、この部分については、当分の間、据え置くというような判断をされているようでございます。

それでは議案に戻っていただきまして、本文最後の附則のところのページにお戻りいただければというふうに思います。

改正文のところの附則です。公布の日から施行し、期末手当と勤勉手当の支給率を均等配分するものは令和７年４月１日から、これ以外の改正については令和６年４月１日からの適用というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上が議案の説明ということであります。

それから、付け加えて説明をさせていただきたいと思いますけれども、本年の人事院勧告につきましては、給与制度のアップデートというふうに国は表現されておりますけれども、令和７年４月から対応していく内容、これも本年の人事院勧告の中に盛り込まれております。

若干その内容についてお伝えをしておきますと、本町に関係する内容といたしましては、給料表の構造的な見直し、それから扶養手当の見直し、それから管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大、それから再任用職員への手当支給の拡大というものがございます。

申し上げたとおり、この部分につきましては、令和７年４月からの対応ということになっておりまして、以上申し上げた部分につきましては、今後精査させていただきまして、必要に応じて来年３月の議会に上程し、お諮りをさせていただきたいというふうに考えておりますことをお伝えしておきたいと思います。

以上で、議案第８７号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。ここで質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようですが、日程第６、議案第８７号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７．議案第８８号

日程第８．議案第８９号

○議長（安永　友行）　日程第７、議案第８８号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第８、議案第８９号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、２つの議案を上程させていただきます。

まず、議案第８８号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町長等の給与等に関する条例（平成１７年吉賀町条例第３９号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第８９号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成１７年吉賀町条例第４１号）の一部を、別紙のとおり改正する。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

いずれにつきましても、所管をいたします総務課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村　幸二）　それでは、議案第８８号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

この議案、そのままお進みいただきまして、参考資料、表が２つあるかと思いますけれども、その部分についてお開きいただければと思います。

第５条の期末手当の規定であります。この中に職員の給与条例を引用している箇所がございまして、当該箇所について改正を行うということ、これは先ほど議案第８７号で説明をしたところでございます。その内容を反映させるというものでございます。

表の上段については公布の日から施行する部分、それから下段については令和７年４月１日から施行するというもので、職員の給与条例の改正に合わせた形というところで見ていただければと思います。

なお、町長等の期末手当の支給率の改定を行うものではないというところでお読み取りをください。

それから次に、議案第８７号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてです。

画面、切り替えていただいて、そのまま参考資料のところをお開きください。

第６条の期末手当の規定でございます。その中に職員の給与条例を引用している箇所がありまして、当該箇所について改正を行うというものでございます。

表の上段は公布の日から施行、下段は令和７年４月１日から施行するというもので、これも職員の給与条例の改正に合わせた形というところでございます。

同じく、これも、議員の期末手当の支給率の改定を行うものではないというところでお読み取りをいただければと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようです。日程第７、議案第８８号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第８、議案第８９号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第９．議案第９０号

○議長（安永　友行）　続いて、日程第９、議案第９０号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、議案第９０号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例（令和５年吉賀町条例第３６号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長より詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊　栄治）　失礼いたします。議案第９０号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきたいと思います。

タブレットの議案を御覧ください。

医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する一部改正で、第５条の住宅利用料の条項の関連と

なります。

改正内容につきましては、２ページをはぐっていただきたいと思います。別表中の医療介護従事者住宅のＢと医療介護従事者住宅のＥの２棟の利用料基準額であり、それぞれ５万５，０００円への改正です。

Ｂ棟及びＥ棟の２棟２戸につきましては、平屋建ての医師向けの住宅であり、令和５年度において設計業務を行い、本年の５月に入札及び改修工事を開始しまして、先月１１日に完成、引渡しとなりました。ほぼ全面の改装を行ったことから、これまでの利用料基準額について、算定の見直しを行っております。

なお、医療介護従事者住宅のＦ棟１戸につきましても今年度改修をしておりますが、浴槽のほか、内装の一部分の改修であることから、利用料基準額については影響がなく、据え置きというふうにしております。

いずれにしましても、医療介護従事者住宅の利用料収入につきましては指定管理者が徴収を代行しますが、最終的には町の収入となりますことを申し添えておきます。

また、附則となりますが、公布の日から施行しまして、令和６年１２月１日から適用するというふうにしております。

以上で、議案第９０号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　このたび、Ｂ棟、Ｅ棟、Ｆ棟改修されたということで、Ｆ棟は家賃は上がらないということをお聞きしましたが、改修された３棟とも、もう入居しておられるというか、もう使っておられる状態ですか。

○議長（安永　友行）　渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊　栄治）　お答えします。

１棟につきましては、Ｂ棟になりますが、１２月１日から入居のほう、世帯で入っておられます。

残りの２棟につきましては、今準備中というか、入るか入らないかは今協議をしておりますが、集合住宅に入っておられる医師の方もおられますので、そちらのほうにも今お勧めをしているというような状況になります。

ということで、１棟のみ、今、入居しております。

以上です。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。４番、桑原議員。

○議員（４番　桑原　三平）　関連でちょっとお聞きしますが、医療介護従事者の住宅ですが、これは今、全住宅で何棟入っているか、詳細が分かりましたらお知らせください。

○議長（安永　友行）　渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊　栄治）　お答えします。

今、平屋の住宅が６棟あります。６棟のうち、入っているのが３棟になります。

それから、集合住宅が２棟あるんですが、そのうち１棟について３戸、今、入居しているというような状況です。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようですが、日程第９、議案第９０号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで１０分間休憩します。

午前９時53分休憩

……

午前10時04分再開

○議長（安永　友行）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１０．議案第９１号

○議長（安永　友行）　日程第１０、議案第９１号令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、議案第９１号令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）であります。

第１条、令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和６年度吉賀町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

第１款水道事業収益２億２，４５０万３，０００円に３３８万円を追加いたしまして、２億２，７８８万３，０００円。内訳といたしまして、第２項営業外収益１億１，８６１万３，０００円に３３８万円を追加し、１億２，１９９万３，０００円。

支出でございます。

第１款水道事業費用２億２，２６９万１，０００円に３３８万円を追加し、２億２，６０７万

１，０００円。内訳といたしまして、第１項営業費用２億２９２万５，０００円に３３８万円を追加し、２億６３０万５，０００円。

第３条、予算第４条本文かっこ書中「不足する額６，１２７万４，０００円は、過年度分損益勘定留保資金６，１２７万４，０００円で補填するものとする。」を「不足する額７，６５３万７，０００円は、過年度分損益勘定留保資金７，６５３万７，０００円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

第１款資本的収入６，０２９万６，０００円に５，１６２万７，０００円を追加し、１億１，１９２万３，０００円。第１項企業債でございます。新たに３，６４０万円を補正いたします。

第２款国庫補助金、これにつきましても、新たに１，４６３万３，０００円を追加いたします。第４項工事負担金２８万６，０００円に５９万４，０００円を追加し、８８万円。

支出でございます。

第１款資本的支出１億２，１５７万円に６，６８９万円を追加し、１億８，８４６万円。第１項建設改良費１５７万３，０００円に６，６８９万円を追加し、６，８４６万３，０００円。

第４条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、水道管路耐震化等推進事業、限度額３，６４０万円の設定でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お読み取りをいただきたいと思います。

第５条、予算第７条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費１，８００万９，０００円を１，８３８万９，０００円に改める。

第６条、予算第８条中１億２，９３１万３，０００円を１億３，２６９万３，０００円に改める。

令和６年１２月６日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志）　それでは、議案第９１号令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）について詳細説明をさせていただきます。

タブレットの１７ページをお開きください。

補正予算説明書でございます。

今回の補正は、給与改定に伴うもの、修繕費の不足によるもの、令和７年度の工事に係るもの、そして先般、全員協議会で説明させていただきました中河内の浄水場に絡む補正でございます。

収益的収入及び支出、いわゆる３条予算でございます。

まず、支出です。

下の枠のほうですけれども、項、営業費用、目、原水費及び浄水費として補正予定額が６０万円及び目、配水及び給水費で補正予定額が２４０万円で、次のページに記載がありますが、どちらも節、修繕費でございます。今年は、夏場に設備の故障、管路の漏水などが相次ぎまして、そのため予算がなくなっている状況でございます。これから冬場にかけまして、凍結等で漏水が多い時期にもなるため、補正予算を計上させていただいたものでございます。

次の項目で、目３総係費でございます。これは、給与改定に伴う補正で、タブレット１８ページのところに記載しております節１給料から４１その他引当金繰入額の部分でございます。この部分について、給与改定に伴うものとして、合計３８万円を計上させていただいているところでございます。

次は収入の部分です。

これは、先ほどの修繕費及び給与改定に伴うものの総額３３８万円を他会計補助金として一般会計から繰り入れとさせていただいているものでございます。

続きまして、タブレットの１９ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、いわゆる４条予算でございます。

この部分の補正の内容は、布設替え等の工事費及び中河内浄水場の変更認可申請に係るものでございます。

まず、支出です。

項、建設改良費、目、水道施設整備費、次のページで、節１２委託料でございます。６６８万８，０００円で、こちらは全員協議会で説明をさせていただきました中河内浄水場のヒ素対策で、吸着処理設備を設置することに伴いまして必要となります変更認可申請のための業務委託料でございます。

続きまして、その下の２５工事請負費でございます。柿木地区布設替として５，７１０万円を計上しております。現在工事を行っております柿木地区の布設替に続く部分でございます。場所は、柿木大野原の境付近から国道に沿って柿木大橋までと、そこから川沿いに上流に進んでいただいて分遣所の辺りまでがこのたびの工事範囲ということになります。これは、令和７年度事業としていたものを前倒しし、国の補正予算で補助をもらおうというものでございます。令和７年度当初分では、他の自治体も同時に申請されるため、吉賀町の計画分の予算がつかない可能性がございます。そのため、国の補正予算において措置される補助分を申請をするものでございます。採択されれば、この予算を繰り越して、令和７年度の事業を行いたいというふうに思います。

その下の朝倉地区吉原水道管移設でございます。１９４万７，０００円を計上させていただいております。朝倉吉原地区で、現在、圃場整備を行っておりますが、その際に民間所有地内に水道の本管が布設されていることが分かったものでございます。そのまま置いておくということに

もなりませんので、それを支障のない場所へ移設するための費用でございます。

その下です。伊豆原浄水場地上式消火栓設置として、１１５万５，０００円を計上させていただいております。中河内の浄水場に関連をしておりますが、現在、運搬給水の際に道路上の消火栓などを利用して運搬給水を行っておりますが、安全に作業できる環境を整えるため、また今後、運搬給水が必要となった際の対応拠点ということで浄水場内に消火栓を設置するものでございます。

次に、収入でございます。

項１企業債３，６４０万円及び項２国庫補助金１，４６３万３，０００円です。これは、柿木地区布設替に関するものでございます。

次に、項、工事負担金、目、工事負担金、次のページで、節、工事負担金で、内容は移設補償金でございます。吉原坂折地区の圃場整備に伴う移設補償金として、県より２８万６，０００円をもらう予定で当初予算に計上しておりましたが、対象区域から外れたため、２８万６，０００円は全額減といたします。また、今回計上しております柿木地区布設替で、消火栓１点が含まれているため、その部分に係る工事負担金８８万円を、所管しております総務課よりいただく予定としております。８８万円から２８万６，０００円を引いた５９万４，０００円を工事負担金として計上させていただいているところでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようです。日程第１０、議案第９１号令和６年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）の質疑は保留をしておきます。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１１．議案第９２号

○議長（安永　友行）　日程第１１、議案第９２号令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、議案第９２号令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）であります。

総則第１条、令和６年度吉賀町の下水道会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和６年度吉賀町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収

入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第１款下水道事業収益２億３，８６０万４，０００円に４２５万５，０００円を追加し、２億４，２８５万９，０００円。第２項営業外収益１億８，８８４万３，０００円に４２５万５，０００円を追加し、１億９，３０９万８，０００円。

支出でございます。

第１款下水道事業費用２億３，８３９万２，０００円に４２５万５，０００円を追加し、２億４，２６４万７，０００円。第１項営業費用２億１，５９１万５，０００円に４２５万５，０００円を追加し、２億２，０１７万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第３条、予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり補正する。

１職員給与費１，１２１万３，０００円に９３万５，０００円を追加し、１，２１４万８，０００円。

他会計からの補助金、第４条、予算第９条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

他会計からの補助金１億２，６８９万２，０００円に４２５万５，０００円を追加し、１億３，１１４万７，０００円。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長より詳細説明を求めます。河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志）　それでは、議案第９２号令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）について詳細説明をさせていただきます。

説明書を進んでいただきまして、タブレットの１８ページを御覧ください。

今回の補正は、給与改定及び修繕費の不足による補正でございます。

それでは、収益的収入と支出、いわゆる３条予算でございます。

まず、支出です。

項、営業費用、目、管渠費、次のページになりますが、節、修繕費といたしまして２７４万円の補正をさせていただくものです。中継ポンプなどの修繕が必要となったため、補正するものでございます。

同じく、その下ですが、目、処理場費も５０万円、これも修繕費となっております。今年度は処理場内の機器の故障などで修繕が多く、既に処理場費の修繕費がなくなっている状態です。現在の状態では、今後、機器の故障が起こった際には対応ができないため、補正をさせていただくというものでございます。

続いて、目、総係費でございます。内訳が、次のページの節、給料から退職手当組合負担金までのところで、総額１０１万５，０００円でございます。こちらは、給与改定に伴う変更分として計上させていただいております。

次に収入ですが、先ほどの支出の総額４２５万５，０００円を、他会計補助金、一般会計からの繰入金として計上させていただいているところでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようです。日程第１１、議案第９２号令和６年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）の質疑は保留しておきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１２．議案第９３号

○議長（安永　友行）　引き続き、日程第１２、議案第９３号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、議案第９３号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）であります。

令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６２万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，９２２万４，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

第１表の歳入歳出予算補正のまず歳入でございます。

款８繰入金、項１他会計繰入金７，２４５万９，０００円に６２万５，０００円を追加し、７，３０８万４，０００円。これに伴います歳入合計は、７億６，８５９万９，０００円に６２万５，０００円を追加し、７億６，９２２万４，０００円となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費３，０５８万円に６２万５，０００円を追加し、３，１２０万５，０００円。これに伴う歳出の合計でありますが、７億６，８５９万９，０００円に６２万５，０００円を追加し、７億６，９２２万４，０００円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝）　それでは、議案第９３号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について詳細説明を行います。

予算書７ページをお開きください。

歳出についてでございます。

１款総務費、目１一般管理費、右に行っていただきまして、００１人件費についてでございます。補正額６２万５，０００円の計上でございます。こちらにつきましては、給与改定に伴う増額でございます。

８ページから１２ページの給与費明細書につきましては、お読み取りいただければと思います。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書６ページを御覧いただければと思います。

８款繰入金、目１一般会計繰入金、右側に行っていただきまして、職員給与費繰入金で補正額６２万５，０００円の計上でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明いたしました給与改定による人件費分でございます。

以上、議案第９３号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようですので、日程第１２、議案第９３号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の質疑は保留しておきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３．議案第９４号

○議長（安永　友行）　引き続き、日程第１３、議案第９４号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、議案第９４号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）であります。

令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億６，６３６万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

第１表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款４繰入金、項１一般会計繰入金１億８，４９７万円から２，２８４万７，０００円を減額し、１億６，２１２万３，０００円。

６諸収入、５雑入３５６万９，０００円に２，３１８万８，０００円を追加し、２，６７５万７，０００円。これに伴います歳入合計であります２億６，６０２万６，０００円に３４万１，０００円を追加し、２億６，６３６万７，０００円となるものであります。

歳出であります。

款１総務費、項１総務管理費４３０万５，０００円に３４万１，０００円を追加し、４６４万６，０００円であります。

２後期高齢者医療広域連合納付金、１後期高齢者医療広域連合納付金、これにつきましては２億６，１２４万１，０００円の補正前でありますが、補正後についても同額となっております。これに伴います歳出の合計であります２億６，６０２万６，０００円に３４万１，０００円を追加し、２億６，６３６万７，０００円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝）　それでは、議案第９４号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保健事業特別会計補正予算（第２号）について詳細説明を行います。

予算書の７ページをお開きください。

１款総務費、目１一般管理費、右に行っていただきまして、００３健康診査事業費、検診委託料補正額３４万１，０００円の計上でございます。現時点での健康診査受診者が見込み受診者数を上回ったことから、不足額を計上しているところでございます。

その下でございますが、２款後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和５年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定によりまして財源更正をしております。

その歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書６ページを御覧ください。

４款繰入金、目６療養給付費負担金、右側に行っていただきまして、療養給付費負担金、補正額△２，２８４万７，０００円を計上しております。

その下の６款諸収入、目５雑入、右側に行っていただきまして、雑入の補正額２，２８４万７，０００円の計上でございます。

その下の健康診査受託事業収入額、補正額３４万１，０００円を計上しております。先ほど、歳出のところで御説明を申し上げましたが、令和５年度の療養給付費負担金の額の確定による広域連合からの還付、それから検診委託料の事業費分の計上でございます。

以上で、議案第９４号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　後期高齢者医療特別会計状況報告、参考資料の今年の７月、８月、９月は保険給付費がグラフを見ても伸びているんですけど、３か月連続で同じように伸びているんですが、何か理由がありましたら。

○議長（安永　友行）　中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝）　失礼いたします。参考資料の保険給付費の推移の表だということで、ありがとうございます。

令和６年７月から９月まででございますが、下の黒い部分でございます。医科入院、そこが伸びているというところが見て取れるかと思います。病状等はちょっと把握はしておりませんが、７月以降、後期高齢者医療の保険の適用の方で入院された方が増えたというところでお読み取りをいただければと思います。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようです。日程第１３、議案第９４号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）の質疑は保留をしておきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４．議案第９５号

○議長（安永　友行）　日程第１４、議案第９５号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、議案第９５号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）であります。

令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５０万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億１万２，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

第１表歳入歳出予算補正の歳入であります。

款７繰入金、項１他会計繰入金２億８７８万６，０００円に５０万９，０００円を追加し、２億９２９万５，０００円。歳入の合計は、１１億９，９５０万３，０００円に５０万９，０００円を追加し、１２億１万２，０００円となるものであります。

続きまして、歳出であります。

款１総務費、項１総務管理費５，２５０万７，０００円に５０万９，０００円を追加し、５，３０１万６，０００円。

２保険給付費、１介護サービス等諸費８億３，５００万８，０００円、この件につきましては、補正前後で変更はございません。これに伴います歳出合計であります１１億９，９５０万３，０００円に５０万９，０００円を追加し、１２億１万２，０００円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝）　それでは、議案第９５号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について詳細説明を行います。

予算書の７ページをお開きください。

歳出についてでございます。

１款総務費、目１一般管理費、右側に行っていただきまして、００１人件費、補正額５０万９，０００円の計上についてでございます。こちらにつきましては、給与改定による増額でございます。

８ページから１２ページの給与費明細書につきましては、お読み取りをいただければと思います。

予算書７ページに戻っていただきまして、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費の目、４項目ございますが、こちらの補正額につきましては、実績に基づきまして算出いたしまして、各サービス給付費について、歳出内での更正により補正額を計上しているものでございます。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

予算書６ページをお開きください。

７款繰入金、目１一般会計繰入金、右側に行っていただきまして、職員給与費等繰入金、補正額５０万９，０００円でございます。こちらにつきましては、歳出で御説明いたしました給与改定による人件費分の計上でございます。

以上、議案第９５号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようですので、日程第１４、議案第９５号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の質疑は保留をしておきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５．議案第９６号

○議長（安永　友行）　引き続き、日程第１５、議案第９６号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、議案第９６号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）であります。

令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，１８３万２，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、「第１表歳入歳出予算補正」の歳出であります。

款１総務費、項１施設管理費３，９８５万１，０００円に２８万７，０００円を追加し、４，０１３万８，０００円。

７予備費、１予備費７０万円から２８万７，０００円を減額し、４１万３，０００円。これに伴う歳出合計であります６，１８３万２，０００円、補正前後で増減はございません。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（深川　千恵）　それでは、議案第９６号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）の詳細説明を行います。

今回の補正は、職員の給与改定に伴います金額を計上しているところです。

予算書の４ページを御覧ください。

歳出です。

１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費の右側にあります００１人件費です。一般職員１名分１８万９，０００円を増額しております。００２一般事務管理費については、会計年度任用職員２名分の報酬等を９万８，０００円増額しております。これらの給与改定に伴う２８万７，０００円の増額分を７款予備費、１項予備費、１目予備費で減額しております。

５ページ以降の給与明細書は、お読み取りいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようですので、日程第１５、議案第９６号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第２号）の質疑は保留をしておきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６．議案第９７号

○議長（安永　友行）　日程第１６、議案第９７号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、議案第９７号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）であります。

令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億７，５１１万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出予算それぞれ８３億４，２６６万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第２条、地方債の補正は「第５表地方債補正」による。

令和６年１２月６日提出、吉賀町長岩本一巳。

第１表の歳入歳出予算補正のまず歳入であります。

１０地方交付税、１地方交付税３７億１，４６４万９，０００円に５，７４６万６，０００円を追加し、３７億７，２１１万５，０００円。

１２分担金及び負担金、１分担金１，３５３万１，０００円に１９万５，０００円を追加し、１，３７２万６，０００円。

１４国庫支出金、１国庫負担金３億８，６８４万２，０００円に１，０３３万４，０００円を追加し、３億９，７１７万６，０００円。２国庫補助金３億６，０３９万６，０００円に６，４８９万７，０００円を追加し、４億２，５２９万３，０００円。

１５県出金、１県負担金２億２８３万９，０００円に４４５万８，０００円を追加し、２億７２９万７，０００円。２県補助金２億９，７５５万４，０００円から２，８１４万２，０００円を減額し、２億６，９４１万２，０００円。

１８繰入金、２基金繰入金８億９，６５６万７，０００円に４，１０７万７，０００円を追加し、９億３，７６４万４，０００円。

２０諸収入、５雑入６，５６５万１，０００円に２１２万７，０００円を追加し、６，７７７万８，０００円。

２１町債、１町債７億８，７５３万９，０００円に１億２，２７０万円を追加し、９億１，０２３万９，０００円。これに伴う歳入合計であります８０億６，７５５万７，０００円に２億７，５１１万２，０００円を追加し、８３億４，２６６万９，０００円となるものであります。

続きまして、歳出であります。

款１議会費、１議会費７，０７８万６，０００円に４８万２，０００円を追加し、７，１２６万８，０００円。

２総務費、１総務管理費１１億９５２万３，０００円に１，２７０万９，０００円を追加し、１１億２，２２３万２，０００円。２徴税費４，０９３万７，０００円に１６４万９，０００円を追加し、４，２５８万６，０００円。３戸籍住民基本台帳費１，９１５万１，０００円に８４万５，０００円を追加し、１，９９９万６，０００円。

３民生費、１社会福祉費１５億１，４２１万１，０００円に２，６０４万７，０００円を追加し、１５億４，０２５万８，０００円。２児童福祉費５億４，０８０万１，０００円に７７９万５，０００円を追加し、５億４，８５９万６，０００円。３生活保護費７，９９６万１，０００円に２６万６，０００円を追加し、８，０２２万７，０００円。

４衛生費、１保健衛生費５億３，４４７万２，０００円に５３３万９，０００円を追加し、５億３，９８１万１，０００円。２清掃費２億８，６０５万１，０００円に１００万円を追加し、２億８，７０５万１，０００円。３水道事業費１億２，９３１万３，０００円に３３８万円を追加し、１億３，２６９万３，０００円。

６農林水産業費、１農業費４億１，６１２万３，０００円から２，９６６万７，０００円を減額し、３億８，６４５万６，０００円。２林業費３億７，８６１万７，０００円に１０７万円を追加し、３億７，９６８万７，０００円。

８土木費、１土木管理費３億１２８万５，０００円に１，１０１万９，０００円を追加し、３億１，２３０万４，０００円。２、道路橋梁費１億７，１１８万１，０００円に３７万２，０００円を追加し、１億７，１５５万３，０００円。

９消防費、１消防費３億４，９２３万８，０００円に３６３万８，０００円を追加し、３億５，２８７万６，０００円。

１０教育費、１教育総務費３億３９２万８，０００円に７４５万９，０００円を追加し、３億１，１３８万７，０００円。２小学校費８，４２０万８，０００円に２８３万６，０００円を追加し、８，７０４万４，０００円。３中学校費４，８１１万７，０００円に９２７万５，０００円を追加し、５，７３９万２，０００円。４社会教育費１億７，３２６万５，０００円に１４７万６，０００円を追加し、１億７，４７４万１，０００円。８保健体育費８，２８９万８，０００円から１７７万１，０００円を減額し、８，１１２万７，０００円。

１１災害復旧費、１農林水産施設災害復旧費４，７４０万円に１億３，９２９万３，０００円を追加し、１億８，６６９万３，０００円。２公共土木施設災害復旧費１，９００万円に７，０６０万円を追加し、８，９６０万円。これに伴います歳出合計であります８０億６，７５５万７，０００円に２億７，５１１万２，０００円を追加し、８３億４，２６６万９，０００円となるものであります。

続きまして、第５表の地方債補正であります。

起債の目的、１過疎対策事業債、補正前の限度額３億１，６８０万円を３億１，５３０万円、２合併特例事業債２億５，５７０万円の限度額を２億９，０９０万円に、３土木債１億３，８３０万円の限度額を１億４，１６０万円、４災害復旧費４，６３０万円の限度額を１億３，４００万円に、５公共施設等適正管理推進事業債３６０万円の限度額を１６０万円、それぞれ変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法、補正前後については変更ございません。お読み取りをいただきたいと思います。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村　幸二）　それでは、議案第９７号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）について説明を申し上げます。

そのまま予算書については進んでいただきまして、ページで申し上げますと、２８ページを最

初にお開きいただければと思います。

予算書２８ページでございます。

給与費明細書からの説明です。

最初に、１特別職の表があろうかと思います。ここの比較の欄を見ていただきますと、職員数としてその他特別職に５人、それから報酬として９万５，０００円の数字があろうかと思います。この内容につきましては、後ほどの歳出でも申し上げますが、指定管理者の選定委員会委員の数と報酬というところでまず見ていただければと思います。

それから、その下の２一般職の表を御覧ください。比較の欄にそれぞれ数字が計上しております。この数字計上の主な理由ですけれども、給与改定に伴うものというところで、会計年度任用職員以外の職員、それから会計年度任用職員の給料あるいは報酬、そして手当の部分について予算計上させていただいているというところでございます。

２９ページ以降につきましては、それぞれの明細について記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは戻っていただきまして、１２ページでございます。

歳出予算というところで説明をしてまいります。

そのまま次のページにお進みくださいませ。１３ページです。

中ほどに、総務費、総務管理費、５財産管理費、００２財産管理総務費、指定管理者選定委員会委員、それからその下に費用弁償、合わせて１１万円の予算計上があろうかと思います。先ほどの給与費明細書で申し上げた部分でございます。委員会を３回分というところでの計上でして、対象施設といたしましては、立戸にございますスポーツ公園が対象施設ということになってまいります。

それから、その下に進んでいただきまして、００３庁舎維持管理費のところです。修繕料といたしまして、１１１万円の予算計上があろうかと思います。本庁舎の玄関ございますけれども、２か所自動ドアがありますけれども、その表側の部分、この自動ドアについて不具合がございまして、それの修理を行いたいという内容でございます。

それから、下がっていただきまして、１４生活安全対策費、００３地域公共交通対策費、生活バス路線確保対策事業負担金４５万８，０００円があるかと思います。これについては、実績額から算定されたものでございますが、路線といたしましては、岩国線というところでお読み取りをください。

それから、進んでいただきまして１４ページを飛ばしまして、その次の１５ページでございます。

民生費、社会福祉費、１社会福祉総務費、００７福祉センター管理費１，３３２万１，０００円

の予算計上があろうかと思います。監理委託料、改修工事費、計上いたしております。この福祉センターにつきましては、もともと当初予算に改修工事費を予算計上いたしておりましたが、まずは設計が必要というような判断がございまして、当初予算の改修工事費については９月議会のところで一旦それは減額させていただき、改めてそこで設計委託料を計上させていただいたという経過がございます。このたび、その設計が完了いたしましたので、いよいよ今度は改修工事費の予算を改めて計上させていただいたという、こういう内容ということになってまいります。

それから、下がっていただきまして、３高齢者福祉施設費、００２老人福祉センター管理費、修繕料として２３６万円の予算計上がございます。施設は、はとの湯荘でございまして、そこの修繕を行いたいというものです。内容といたしましては、食堂、それから脱衣所、ここの防水工事を行うというもの、それからエアコンの修繕が必要な箇所がございますので、そこを行うという内容となっております。

そのまま下がっていただいて、今度は００６高齢者福祉施設整備事業費でございます。補修工事費が３３万９，０００円、それから機械器具費が３５万円減額してあろうかと思います。この補修工事費ですけれども、六日市デイサービスセンターのボイラーに設置しておりますメーターですけれども、ここの不具合がございまして、これの取り替えを行うという内容というところでございます。

それから、その下の４障がい者福祉費、００５自立支援給付事業費、次のページ、１６ページに入りますけれども、それぞれ介護給付費助成、サービス利用計画作成費助成、訓練等給付費助成、これらにつきましては実績額から算定されたものというところでお読み取りをください。

１６ページの中段から下に入ります。

民生費、児童福祉費、１児童福祉総務費、００５児童手当支給費でございます。児童手当として、２５４万７，０００円の予算計上があろうかと思います。これにつきましては、本年１０月からの拡充措置によりまして、不足が見込まれるというところでの予算計上でございます。

その下の００７こども家庭センター事業費、さらにその下の保育所費ですけれども、００７子ども・子育て支援事業費、これらにつきましては、実績から算定をしたものというところでお読み取りをください。

予算書は進んでいただきまして、１８ページでございます。

中段から下のところですけれども、衛生費、清掃費、１清掃総務費です。００２清掃総務費、廃棄物処理費助成金として、１００万円の予算計上があろうかと思います。これにつきましては、本年１０月、蔵木地内で発生いたしました火災の案件に対応すべく予算計上させていただいたものでございます。建物火災による廃棄物処理費の助成金というところで見ていただければというふうに思います。

それでは、進んでいただきまして、２０ページです。

農林水産業費、農業費、３農業振興費、００７担い手関連支援事業費でございます。産地創生事業費補助金３，２７２万７，０００円の減額の予算計上があろうかと思います。内容といたしましては、カントリーエレベーターの改修工事、これについて、いわゆる不採択ということになったことに伴う減額ということでお読み取りをください。

それから、そのまま下がっていただきまして、今度は林業費です。一番下に２林業振興費が出てまいります。そして、００２林業振興総務費、ページはその次の２１ページにまたがっております。出資金２０万円の計上があろうかと思います。この部分につきましては、先日２９日の全員協議会で産業課が説明をさせていただきました林業事業体の設立に係る部分というところでお読み取りをください。

それから、その下に入ります。土木費、土木管理費、１土木総務費、００２土木総務費４１５万円の予算計上がございます。急傾斜地崩壊対策事業負担金です。内容につきましては、これは事業費の増額に伴う負担金の補正をお願いするものでありますけれども、現場といたしましては、椛谷工区、それから横立工区がその現場というところになっております。

それでは進んでいただきまして、今度は２２ページに移ります。２２ページの下段になります。

消防費でございます。消防費、消防費、２非常備消防費、００３消防団等活動事業費、報償金２０６万７，０００円、これはいわゆる退職報償金の予算計上でございまして、３０年以上の勤続団員３名分という形で予算計上させていただいたものでございます。

それから、次のページに行っていただきまして、同じく上の消防費ですけれども、３消防施設費、００２消防施設管理費、水道受益者分担金８８万円予算計上があるかと思います。これは、先ほどの水道事業会計で説明があったところでありますけれども、柿木地区の布設替に伴う移設補償金がここに出てきているというところでお読み取りをください。

そのまま下がっていただきまして、今度は教育費です。教育総務費、２事務局費、００２事務局総務費、修繕料４１万円が予算計上してあります。内容といたしましては、現在、小学校、中学校、それぞれでタブレットを用いておるところでありますけれども、それの修理を行うというものであります。タブレットは１２台の修理費用というとこでございます。

それから、その下の００４事務局施設整備事業費、業務運営関係委託料が４２４万１，０００円、その下の改修工事費がその同額を減額をしている、いわゆる予算の組み替えをさせていただきたいというものでございます。

内容について説明いたしますと、柿木基幹集落センターの中にまきストーブを設置するという内容、さらに談話室の改装工事を行うというところで、当初予算の段階では改修工事費で予算計上させていただいております。その後、検討させていただきまして、この事業そのものの進め方

でありますけれども、いわゆるワークショップ形式、事業の進め方、これを切り替えて実施をいたしたいというところから予算の組み替えをお願いしたいというものでございます。

それでは、進んでいただきまして、２５ページです。

教育費の中学校費、１中学校管理費、００３中学校事務局管理費、図書購入費として７５９万９，０００円、これにつきましては、令和７年度の教師用教科指導書の購入費用というところでございます。中学校３校分が含まれるというところでございます。

それでは、また次のページ、２６ページにお進みください。

中ほどのところです。教育費、保健体育費、１保健体育総務費、００４保健体育施設整備事業費、設計委託料として５１万７，０００円、それから解体撤去工事費として２２８万８，０００円の減額がしてございます。内容につきましては、立戸にあります野球場の照明設備撤去に係るものということでございます。これについては、本年度、６年度当初予算において解体撤去工事費、予算計上させていただいておったところでありますけれども、内容を精査していく中で、まず設計を行う必要があるということがあります。したがって、設計を先に行わせていただく。そして、解体撤去そのものについては、現時点での考え方ですけれども、令和７年度に対応するということで、今、計画を再構成させていただいたというところであります。そういう内容としてお読み取りをいただければと思います。

それから、同じ２６ページの一番下、今度、災害復旧に入ってまいります。これが次の２７ページにまたがっておりますけれども、これらの内容につきましても、２９日の全員協議会、建設水道課から説明をさせていただいた部分というところであります。

その上で、２６ページの一番下です。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、１農地災害復旧費、００５現年単独災害復旧事業費として１９０万円、これにつきましては、農地５か所分というところで見ていただければと思います。

それから、次のページに進んでいただきます。２７ページの上です。

２農業用施設災害復旧費、００４現年補助災害復旧事業費５，７６０万円、これにつきましては、平田頭首工の工事に係る部分というところです。

それから、その下の００５現年単独災害復旧事業費、作業委託料、それから測量設計委託料、それぞれ計上しております。これも平田頭首工に係る部分ということです。

それから、その下の災害復旧工事費６，２３０万円、これにつきましては農業用施設の災害箇所、これは４６か所ということで報告しておりますけれども、その部分の費用というところでございます。

それから、その下の３林業災害復旧費、００５現年単独災害復旧事業費といたしまして

１，０００万円があります。これについては、林道１０か所分というところで見ていただければと思います。

それから、その下に移りまして、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、２道路橋梁災害復旧費、００４現年補助災害復旧事業費として４，０００万円、それからその下の００５現年単独災害復旧事業費、測量設計委託料１，０００万円、この４，０００万円と１，０００万円の分については、馬橋の上部工撤去に係る部分ということです。

その下の災害復旧工事費８００万円については、町道の災害箇所数でいうと６か所分というところでございます。

一番下ですけれども、３河川災害復旧費、００５現年単独災害復旧事業費といたしまして１，０６０万円、これについては、河川について、１１か所分を予算計上いたしておるというところで見ていただければと思います。

以上が歳出予算でございます。

続いて、歳入予算の説明に移ります。

戻っていただきまして、８ページでございます。

予算書８ページの上からでありまして、地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税といたしまして５，７４６万６，０００円の予算計上があろうかと思います。今回の歳出関連事業の財源ということもございますけれども、このたびは決定額に合わせまして予算計上いたしたところでございます。この普通交付税の決定額につきましては、３３億８，７３２万２，０００円という額ということになっております。

それから、その下の分担金及び負担金です。分担金、７土木費分担金です。これにつきましては急傾斜地崩壊対策事業分担金ということで、現場といたしましては、先ほど歳出で言いました椛谷地内ということになってまいります。

それから、その下です。１０災害復旧費分担金、現年農地災害復旧事業分担金、いわゆる地元分担金の部分を予算計上しているというところでお読み取りください。

その下の国庫支出金、国庫負担金、１民生費国庫負担金です。それぞれ障がい者介護給付費負担金から、そのまま下がっていただきまして、非被用者児童手当負担金まで計上しております。歳出で申し上げますと、障がい者福祉費あるいは児童福祉総務費のところで説明をした部分というところでお読み取りいただければと思います。

それから、８ページの一番下ですけれども、国庫支出金、国庫補助金、２民生費国庫補助金、地域子ども・子育て支援交付金です。この部分については、歳出で申し上げますと、放課後児童対策費の部分というところでお読み取りをください。

次の９ページに移っていただきまして、同じく国庫補助金ですけれども、１０災害復旧費国庫

補助金、まず道路橋梁現年災害復旧事業といたしまして２，６１８万円、これについては、馬橋の上部工撤去に係る部分、それからその下の農林水産施設現年災害復旧事業３，７８２万５，０００円、これについては、平田頭首工の復旧に係るものということで見ていただければと思います。

その下に移りまして、今度は県支出金、県負担金、１民生費県負担金です。この部分も、それぞれ、歳出では障がい者福祉費、児童福祉総務費のところで説明をした部分ということです。

さらにその下の、今度は県補助金に移ります。２民生費県補助金、この部分は放課後児童対策に係る部分です。

さらにその下です。５農林水産業費県補助金、産地創生事業費補助金２，９２８万４，０００円の減額がございます。この部分につきましては、農業振興費のところで申し上げましたカントリーエレベーターの改修事業について、不採択になったことによるものというところでお読み取りをください。

次のページに移りまして、１０ページの上です。

繰入金、基金繰入金、１財政調整基金繰入金から８まちづくり基金繰入金までございます。今回の歳出関連に合わせまして、財源調整等させていただいているというところでお読み取りをいただければと思います。

それから、中ほどから下です。諸収入、雑入、１２消防費雑入です。消防団員退職報償金、これは歳出でも説明申し上げましたけれども、退職報償金について同額を計上いたしておるというところでございます。

それから、１０ページ一番下ですけれども、町債、町債、１過疎債から、次の１１ページに移っていただきまして、１６公共施設等適正管理推進管理事業債までの部分でございます。これにつきましても、今回の歳出予算との調整により計上しておるというところで見ていただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、５分間休憩します。

午前11時16分休憩

……

午前11時23分再開

○議長（安永　友行）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第１６の一般会計補正予算についての説明は終わったところでございます。

質疑を行いますが、質疑を開始する前に、日程第９の議案第９０号医療介護従事者住宅の設置

及び管理に関する条例の一部改正の説明について、一部訂正しなければならないということですので、渡邊医療対策課長のほうから説明をさせます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊　栄治）　失礼いたします。先ほど、医療介護従事者住宅の条例の中で、４番議員さんの質問に対する数に少し訂正がありましたので、今から説明をさせていただきたいというふうに思っております。

住宅に入居している医師の数が、１２月１日現在で計５名となります。それで、平屋住宅におられるのが３名というふうに説明しましたが、１名が町の住宅に住んでいる方で、あと２戸の方が、石州会が管理をする分に２人が入っているということで、合計３名というところで補足をさせていただきます。

それから、あと集合住宅に３戸というふうに申しましたが、そのうち１戸が１２月１日に新しい住宅のほうに、平屋の住宅のほうに移りましたので、正しくは３戸が２戸ということになりますので、合計５名の方が有飯地区の住宅のほうに住まわれているということですので、よろしくお願いいたします。

以上、訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（安永　友行）　よろしいですか。

それでは、議案第９７号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）についての質疑を行います。質疑はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　２０ページ、農業振興費のところでありました担い手関連支援事業費のカントリーの修繕関係で、産地創生事業費補助金のところの減額ですけれども、不採択されたことによる影響と、今後どのような形で取り組みをしていくのか、その点についての説明をお願いします。

○議長（安永　友行）　堀田産業課長。

○産業課長（堀田　雅和）　県の産地創生事業というところで、カントリーを核とした今後の米作りということで申請をしたところなんですが、県のほうでは修繕の色合いが強いということで不採択ということになりました。

もともとＪＡとずっと協議をしてまいりましたが、すぐに壊れるというものではなくて、計画的に修繕をしようという話の中で協議をしていた経過もございまして、直ちに影響があるということにはならないということで話を聞いております。

今後についてなんですけど、カントリーは非常に重要な施設ということで町としても認識をしております。ＪＡは一旦計画を白紙にして、今年度、屋根の修繕だけをするということで話をお伺いしていますけど、今後につきましては、計画を聞いた上で、町といたしましても支援をする方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

カントリーのほうにつきましては、津和野町さんも利用しているということもございますので、津和野町とも協議をしながら、修繕計画を聞いた上で、支援するという方向で検討しているというところでございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　２３ページなんですが、タブレットの修繕料ということで説明がありましたが、タブレットは小中学生に貸与するときに、故意に壊した場合については個人で修理をすると、たしかそういうことだったと思うんですが、４１万円、１２台分が修繕費ということで計上されておりましたが、これは、わずか１２台でありますが、故意でないとすれば、どういうふうな修繕でしょうか。あるいは故意に壊したものも含まれているのか、そこをお聞きします。

○議長（安永　友行）　重藤教育次長。

○教育次長（重藤　　剛）　失礼します。それでは回答させていただきます。

破損の内容なんですけど、まず、落下や取り扱いの不注意によって壊れてしまったというようなものがほとんどでございます。

これについては、あくまでやはり故意という認識は委員会としては持っておりませんが、いま一度丁寧な取り扱いの徹底を行い貸与していただくように、学校のほうにも注意喚起をした上で今後対応していこうということで、今回の修繕費の計上をさせてもらっております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　２６ページで、教育費、保健体育費のところで、保健体育施設整備事業費、解体撤去工事費の減額となっております。設計が必要という御説明でしたけれども、事業そのものを設計施工で発注する、そういうことについての検討はどのようにされたか、お聞きをいたします。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　失礼します。それでは回答させていただきます。

設計施工で再度また今年度予算で計上して対応してはどうかというふうな御意見……ではないですか。失礼しました――

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　すみません、質問が悪かったですね。

そもそも工事費で出しているんですから、発注するときに、設計も込みでやってもらう、そういう発注の仕方をしたらどうかということで伺っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　失礼します。回答させていただきます。

設計と込みでという形ももちろん発注形態としてできないことはないだろうというふうに思っておりますが、今回の組み替えに対応するに至った経過が今年度の後期になってから発生しておりまして、一旦、設計に係る期間、そういったものを考慮して、それから、もしくは今度、発注をしても工期的な問題もあろうかと思います。そういったところの工期的なところも調整した上で、今年度では実施設計のみを期間的にはさせていただいた上で、来年度工事発注ということで、工事発注をしても、工事期間をしっかり十分な適切な期間を取った上で発注をかけたいという思いで今回の計上に至ったところです。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　９番、藤升議員。

○議員（９番　藤升　正夫）　工事期間のことを言われましたけれども、最悪、繰り越しというようなことでの処理が、それはできないという判断なのかお聞きします。

○議長（安永　友行）　重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　当然、工事請負費のほうも出した上で繰り越しという対応もあろうかと思いますが、今回の場合、当初計上しておる工事請負費の金額についても、やはりもう少し、資材高騰のこともありますが、精査が必要であろうというところもございまして、一旦仕切り直して、設計のところから再度調整をしていきたいという思いのところで要求をさせてもらっております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　全員協議会のときも質問させていただきましたが、馬橋の撤去の件です。以前は沢田のほうから要望とか出ておりましたが、危険度が低いということだったんですが、この間の説明では、沢田地区の住民の皆様にも説明しましたが、撤去について反対はなかったというふうな説明でありましたが、沢田地区の皆様にはどのような説明をして、どのような了解を得たのか、あまりにも沢田地区から何も反対が出なかったということについてちょっと理解ができないんですが、その辺について詳しくお聞きします。

○議長（安永　友行）　河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志）　沢田地区のほうで説明会をさせていただいたところでございますけれども、その際の内容としては、まず今の馬橋の状況、どういったふうに被災をしているのかと、そういったところをまず御説明をさせていただいたところでございます。

その説明と今後の危険性、来年の出水期等迎えるに当たって、その辺はかなり危険があると、二次被害の危険もあるということ、そういったところをお伝えした中で、地元の出席された方につきましては、やはり賛成という形ではないんですけれども、結局、しようがないなという形の雰囲気であったと私のほうは認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　まず、教育費の図書館費でお聞きしたいんですが、町の本屋さんがなくなって、町の図書館の利用が増えているんではないかと思うんですが、そういうデータといいますか、ありますか。

○議長（安永　友行）　河村議員、２６ページの図書館費から質疑されたと思うんですが、今予算に出ているのは、図書館事務局管理費で、内容は学校の教師の教本という――重藤君、ちょっと説明してくれる、その中身を。質疑じゃないと思うんで。

○教育次長（重藤　　剛）　失礼します。今回の予算要求の内容をちょっと細かく説明をさせていただこうと思います。

今回の内容が、中学校で使う教科用図書、教科書です。それと指導書、学校の先生が生徒のほうへ指導する際に使う、そういった指導書があるんですけど、こちらの要求という形になっておりまして、来年度採択替えという形で、中学校３校分の教師用の教科書と指導書の購入予算の要求となっております。

ということなので、今回の場合は教科用図書を販売されるのが島根県教販さんということで、購入する相手先は大体そこから、指定の業者さんということで購入をさせてもらうわけですけど、町立の図書館との調整とか、そういったところの関連の内容ではなくて、学校で使っていただく図書購入費、指導書、教科書に対する予算要求ということでお酌み取りいただいて御判断いただければということで、御理解ください。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　すみません。２６ページの社会教育費の図書館費で、図書館事務局管理費の中で会計年度任用職員さんのことが出ておりましたもんで、本屋さんがなくなって、やはりそういう影響が図書館の貸出しにも出ているかどうかというのをお聞きしたかったわけです。

それと、関連になるんですが、平田頭首工の件について、全協のときに……。

○議長（安永　友行）　河村議員、今、頭首工のほうへ移ったんですが、会計年度任用職員は、図書館職員の期末手当と勤勉手当には違いないそうですが、最初の質疑は矛先が全然違うんで、その件についてはおいて、頭首工のほうだけで質疑してください。

７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　すみませんでした。しっかりページ数を言えばよかったんですが。

それでは、頭首工のほうで質問します。

全協で写真が一緒に提示されたのですが、頭首工と馬橋を撤去して、そこの写真のところに、高津川の右岸、国道側、そこに護岸ブロックが抜けて出ているような状況の写真が見えているん

ですが、こういうところで、頭首工の撤去と、それから既存の構造物を撤去するのに、二次災害といいますか、工事中に水にさらされるとまた大変なことになると思うんですが、やはり全部確認されて、そういう手順を追ってやられているのか、まずお聞きします。

○議長（安永　友行）　河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志）　今回の１１月の豪雨によりまして、いろいろ町内各所で被災があったわけでございますけれども、今言われたような、今の頭首工等の、護岸ブロックが崩れていたりというところに関しまして、要は緊急性等、二次被害が発生するようなところに関しましては、来年、当然、出水期等を迎えて、そこでの危険性が出てくるわけでありますので、そういったところに関しては応急対応等をして、やっていく予定でございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　２回に分けて撤去されるというような予定表も示しておられますが、１度ではやはり無理な面もあるのかと思うんですが、その辺、いかがでしょう。

○議長（安永　友行）　河野課長。

○建設水道課長（河野喜代志）　まず、頭首工のほうですけれども、こちらに関しては、県の土木さんのほうからも河川内にそういったものがあるのはいけないというのを言われておるところでございますので、来年の出水期までのところで一応撤去をしたいというふうに考えておるところでございます。

馬橋に関しましては、一遍に撤去という形が取れないということでございますので、今回はまず上部工、人が通行する部分が要は落橋した場合は浸水をして、二次被害になりかねないというところがありますので、まずそちらのほうを撤去させていただいて、後に漁期が終わった後に今の下部工の橋脚等を撤去するというような形でやるのが一番被害等も少なく済むであろうということで、そういう計画でさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　経費もかなりかかっていて、国庫負担金、それから補助金、それから町債も、それから一般財源からもかなり出していっているようですが、その辺から考えても、できる限りの、１度仮設を造って入って、ある程度していくほうができるんじゃないかと思うんですが、そういうところから見ても、どうでしょう。

○議長（安永　友行）　河野課長。

○建設水道課長（河野喜代志）　いろいろ御心配いただくことが多いかと思いますけれども、今から測量設計等行う部分もありますので、そういったところも考慮しながら進めていきたいと思い

ます。

以上です。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　先般、全協のほうでも説明をさせていただきましたが、当初、要するに川の水が引くまでは、頭首工のことは我々もちょっと分かりませんでした。橋のことばっかり目が行っておったんですが、水がだんだん引くにつれて、平田の頭首工が全損しているということが分かったわけでございまして。

ある意味、橋もそうなんですが、平田頭首工による全損の影響は非常に大きいということで、実は被災をしてから早々に、県の土木、特に管轄をしております益田県土、それから津和野土木事業所、それから県の土木部、それから国交省でいいますと中国地方整備局の道路部、それから出先の浜田河川国道事務所、それぞれ専門の調査官等が入っていただいて技術的な指導を受ける中で、今回の被災についての査定を受けようということで、今月の２３日が査定ということで準備を、建設水道課、勢力挙げて今やっておりますが。

ここに至るまでも、今申し上げましたような島根県、それから整備局の技術的な指導も受けながら今やっておりますので、査定の結果がどうなるか分かりませんけど、またその査定で朱入れ等ができて、国費が確定をしたら、また今度は具体的な実施設計に入っていくということになろうかと思いますので、そのときにも、今、７番議員のほうから御指摘のあったことも含めて、いろんな指導、助言をいただきながら、発注に向けて準備をさせていただきたいというふうに思っております。

吉賀町、いろいろこれまでも大きな被災もありましたが、近年の中では今回の馬橋と頭首工、被災が非常に大きいものでございますので、職員、いろんなことで支援をしながら、受けながら、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（安永　友行）　ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永　友行）　質疑がないようです。日程第１６、議案第９７号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）の質疑は保留をしておきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（安永　友行）　以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午前11時46分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――